

経済産業委員会

令和2年12月14日（月）

午前9時59分～午前10時53分

議会第3会議室

【出席委員】千綿正明委員長、宮崎 健副委員長、御厨洋行委員、山下伸二委員、野中宣明委員、重松 徹委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、江頭弘美委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・交通 局 志満交通局長
- ・経 済 部 梅崎経済部長、坂井経済部副部長
- ・農 林 水 産 部 碓農林水産部長、山田農林水産部副部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○千綿委員長

皆さんおはようございます。ただいまから経済産業委員会を開催いたします。

初めに、本委員会の審査日程をお諮りします。タブレット端末に掲載の審査日程のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について審査したいと思います。

なお、付託議案の審査のための現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

それでは、交通局以外の職員は退出されて結構です。

◎関係職員以外退席

○千綿委員長

それでは、交通局に関する議案の審査に入ります。

第114号議案について執行部に説明を求めます。

◎第114号議案 令和2年度佐賀市自動車運送事業会計補正予算（第1号） 説明

○千綿委員長

それでは、ただいま御説明がありました。委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですかね。それでは、交通局に関する議案の質疑を終わります。

交通局の職員は退出されて結構です。

◎執行部入れ替わり

○千綿委員長

それでは、経済部に関する議案の審査に入ります。

第118号議案について執行部に説明を求めます。

◎第118号議案 佐賀市工場等立地奨励条例の一部を改正する条例 説明

○千綿委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですかね。それでは、ほかに質疑はないようでございますので、第118号議案の質疑を終わります。

続きまして、第123号議案について執行部に説明を求めます。

◎第123号議案 佐賀市文化交流プラザの指定管理者の指定について 説明

○千綿委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、第123号議案の質疑を終わります。

続きまして、第110号議案について執行部に説明を求めます。

◎第110号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第9号) 説明

○千綿委員長

ただいま説明が終わりました。質疑がある方は挙手をお願いします。

○山下伸二委員

3番の資料の43ページと44ページのところで、指定管理者への委託料の増額の分なんですけれども、今、上半期分の減収分から年間分を想定してということだったんですけれども、これは国の補助金ですから、こういった指定管理者に対する補助金の在り方については、そういう一定の補助額の考え方というのがあるんですけど、そういったものが国から示されて、それに基づいて今回の補正額を算定されているのか、その確認をさせていただきます。

○坂井経済部副部長

これは一応全庁で同じ考え方に基づいて、企画政策課のほうで取りまとめをして、上半期の減収分を、過去3か年の利用額ですね、収入との差額がどの程度あるかということ

査定して算定しております。

ただ、4月、5月は緊急事態宣言等ございましたものですから、非常に異常値ということがあって、そこは外して算定しているというのが、企画のほうで取りまとめてやった今回の予算でございます。

○山下伸二委員

いや、全庁でほかのところもですね、経済産業委員会以外のところでも、今回、7件全部で出ているので、それが全庁的なものだったのかということをも確認したかったのと、その算出自体が、市がそういうふうにして算出したものなのか、それとも、企画政策課がまとめるときに、国からこういう考えで、指定管理者に対する補助の算定についてはというのが示されたのかどうかを確認したかったんですが。その2つを。

○坂井経済部副部長

国から具体的な算定方法を示されたかどうかはちょっと私どもでは、聞かないと分かりかねますけれども、一応、佐賀市の全庁的には、そういうような考え方で取りまとめをして算定されたという経過でございます。

○山下伸二委員

分かりました。そしたら、指定管理者に委託するときに契約書を結ぶと思うんですけども、例えば、今回みたいな想定しないようなことがあったときに、こういう指定管理者に対してこのような補助をするというような、そんな文言というのですかね、取決めがあるのかどうか、そこの確認をさせてください。

○坂井経済部副部長

全庁のほうで指定管理者のいわゆるリスクですね、リスクの分担表というものを、最初、基本協定を結ぶときに締結しております。そのときに、こういうリスクの場合、例えば、天変地異が起こって、全然予想もつかんやっただけのお金が出た場合は、それは市が持つとか、ちょっとしたリスク分担表がありますけれども、それに基づいて協議するというふうになります。

恐らく、今回のやつは全然想定もできなかったものですから、それについては市のほうで負担するという決めたものでございます。

○山下伸二委員

何を市のほうで負担すると。

○坂井経済部副部長

収入の減少分です。

○山下伸二委員

今回はたまたま国の補助金、臨時交付金で補助できたわけですね。それが充てられるということで今回上げられているんですけども、例えば、仮に佐賀だけで天変地異みたいなことが起きたときに、そういった場合はやっぱり佐賀市の市の財源でこういったふう

に指定管理者に対して支援することもあるということですか。

○坂井経済部副部長

ですから、どの程度予期できるかということですがけれども、今回のように予期できなかった場合は、お互い協議に基づいて、そういうことはあり得ると思います。

○山下伸二委員

例えばの話がなかなか難しいと思うんですけれども、今回、こういったものに国の補正予算が使えなかった場合、佐賀市としてどういうふうな判断をされたというふうに考えられますか。難しいかもしれませんが。

○坂井経済部副部長

これは経済部単独でお答えできる問題ではございませんけれども、余りにも大きな社会問題が起きた場合は、それは全庁でどうするかということはやっぱり考えて、そこは議会に御相談しながら対応策を決めていくべきものというふうに思います。

○千綿委員長

ほかには。

○重松委員

45ページの佐賀商工ビルの転貸フロアですね、これは新型コロナウイルス感染症の対応ということで、地方創生臨時交付金を使って552万円ですか。オンライン会議ができるような形をつくるということでしたけれども、実際は専用のサーバーを設置して、オンライン会議ができるような形にするのかですね。この分は全て初期投資なんですか。機械とか、そういった機材。

○坂井経済部副部長

今回のやつは、1つ大きなモニターを、70インチぐらいのモニターを置いて、そこに専用のアプリをインストールして、全国各地、世界中かも知れませんけれども、いろいろな方がおのおのそのアプリをダウンロードして、管理者のほうからIDパスワードを送って、それで会議をするということになりますので、サーバーとかではないですね。それで、初期投資分だけです。

○千綿委員長

だから、具体的にどういったものを整備したのかというのを聞かれているわけですよ。

○坂井経済部副部長

それで、今のところの予定だと、25台のパソコンがそこに一遍にアクセスができて、それで、視聴できるパソコンはもっと多いですけれども、200台とかいう会議ですけれども、そういうふうなシステムを我々のほうで購入して、そして、それが使えるというふうな会議システムになります。

その会議システムは、例えば商工ビルだと、大きなモニターを買って、それでみんながそれを見られるというふうなことになります。発言者には自動的にズームが当たって、そ

の人が大きく映し出されたりするようなシステムになります。

○重松委員

その会議場は、例えば、レンタルでどこかに貸すとか、そういった形なんですか。商工ビル内の人たちだけが使用することになるんですか。

○坂井経済部副部長

商工ビルだけで使えますけれども、商工ビル自体がいろいろな方に貸出ししておりますので、そこをお借りになるときは使えるということになります。

○千綿委員長

ちなみにZoomとかだったら、月の会費がかかっているということですか。Zoomだったら基本的に無料じゃないですか。40分までという制限はありますが、そこら辺は。

○坂井経済部副部長

月の会費とかそういうものはかかりません。かかりませんで、そのシステムを購入することによって、もっと汎用性が高い会議システムになるということでもあります。

○千綿委員長

ちなみに、例えば、LAN回線とかWi-Fiなりでつないでいると思うんですけども、その容量とかいうのは足りているということですか。例えば、電子会議するとき、要するに画像が行くので結構容量をくうとか、以前、私質問したときにはそういう答弁があったんですね。今、佐賀市役所は100メガでずっとLANを組んでいるんですけど、商工ビルというのとは全然問題なくできるんですか。

○坂井経済部副部長

今、商工ビル自体が、あそこの会議室自体が無線のWi-Fiなんですよね。そこに光の回線を持ってきて、そこからWi-Fiで室内に飛ばすと。それで、発言者のところにマイクを4台ぐらい置かまして、ここで会議する人はそこから音声を拾うということになります。

ですから、回線自体、光で持ってきて、室内だけWi-Fiですと。会議室自体はWi-Fiのアクセスポイントを幾つかつくるということになりますので、今の現状でいくと、無線でやっていて非常に電波自体が弱いし、切れたりするんですよ。ですから、より強固なものにしないといけないと。要は、太い道を造らなきゃいけないと。それを商工ビルの回線工事としてやりまして、そして、室内はWi-Fiで対応するというようになります。ですから、安定性は増すと思います。

○千綿委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、経済部に関する議案の質疑を終わりたいと思います。

それでは、経済部の職員は退室されて結構でございます。

◎執行部入れ替わり

○千綿委員長

それでは、農林水産部に関する議案の審査に入ります。

まず、第124号議案を審査しますので、執行部に説明を求めます。

◎第124号議案 大和町松梅地区活性化施設の指定管理者の指定について 説明

○千綿委員長

ありがとうございます。ただいま説明いただきました。委員の皆様から御質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。それでは、ほかに御質疑がないようですので、第124号議案の質疑を終わります。

続きまして、第110号議案について執行部に説明を求めます。

◎第110号議案 令和2年度佐賀市一般会計補正予算(第9号) 説明

○千綿委員長

ただいま御説明いただきました。質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。

○山口委員

3番の資料の36、37ページの有害鳥獣の件でお尋ねしたいんですが、この負担金、佐賀市が今回122万円出すことになっているんですが、ほかの自治体、またJAからどれくらい出して、全体的に幾らぐらいの負担金になるのか教えてください。

○山田農林水産部副部長

この負担金については、佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町の市町の負担割合が全体の58.5%でございます。その中で、佐賀市が122万円、神崎市が61万円、吉野ヶ里町が30万5,000円となっています。あと、JAさがが全体の41.3%負担します。金額に直しますと、151万2,000円。残り0.2%が森林組合で、8,000円ですね。合わせますと、365万5,000円であります。

○山口委員

今、それぞれの自治体の出される金額が、佐賀市の半分が神崎市、神崎市の半分がまた吉野ヶ里町という感じになっていると思うんですが、これはもう昔からこういう割合で決まっているんですかね。

○山田農林水産部副部長

そうですね。これは昔から決まっております、旧市町村数の数で割るという形になっています。

まず、最初に市町の負担割合を出して、それを佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町の旧市町村の数ですね。佐賀市でいきますと、旧佐賀市と富士町、大和町、三瀬村、神崎市でいきますと、神崎町と背振村、吉野ヶ里町は1つ、東脊振村なんですけれども、合わせて全部で7

つ、旧市町村数に直してありますけれども、佐賀市の場合は7分の4つありますので4という形で計算されるということで、これは合併前から協議会はありますもんですから、そういう形で算定されております。

○山口委員

分かりました。

それで、補助金が11月から3月にこれだけ上がっているんですが、この金額は今後も、例えば、来年の4月以降もこういう金額になるのか、それとも、4月から10月までと11月から3月まででその額が違ってくるのか。その辺りいかがですか。

○山田農林水産部副部長

11月から3月までの狩猟期ですね、来年度以降ですけれども、最終的に協議会で協議した上で決定という形になりますけれども、今のところ、この1万2,000円でいく予定でございます。

あと残りの4月から10月についても、これも協議会でまた話し合いながら決めるわけですが、北部協議会の場合は、4月から10月まで駆除期のほうが金額的に高く、令和元年度でいきますと、2万2,500円になっております。令和2年度は未定なんですけれども、何で高いかという、猟友会からの意向もありまして、4月から10月の駆除期にウエートを置いてくれという意向もありまして、4月から10月の期間の報償金を少し高めに設定しているところです。以上です。

○山口委員

そしたら確認なんです、これまでの——金額のことばかりなんであれなんです、4月から10月の駆除期というのは2万2,500円で、11月から3月までの間というのは、これまでは、例えばイノシシの場合だったら7,000円しかなかったと。それが5,000円アップして1万2,000円になっているということですか。ちょっと確認です。

○山田農林水産部副部長

そのとおりでございます。

○千綿委員長

ほかには。

○重松委員

資料5の7ページの事業名が豪雨災害復旧経費、農村環境課の被害内容が農地のり面崩壊48か所、これは全て盛土で木柵工事のところなんです、48か所は。どういった状況ですか。

○農村環境課職員

農地のり面の復旧につきましては、基本、土羽、何も無いような状態のり面もしくは雑石積み、大きな石を積み上げたのり面が大雨によって崩壊しておりまして、それを復旧するような形での事業となります。以上です。

○重松委員

新しく盛土で木柵工事をずっとしててるでしょう、今。クリーク防災関係の。ああいうところの被害はないですか。入っていないですか。

○碓農林水産部長

今回は山手に限った災害でございますので、先ほど説明した土羽とかあるといったときに、復旧がまだ土羽でできない場合は、ブロック積みで復旧をやっています。

今、重松委員から言われた南の辺の農地防災事業で、木柵であったりブロックマットをやっているところというお話をされたんですけども、南のほうの平野部での農地農業施設災害は発生しておりません。以上でございます。

○千綿委員長

ほかには。——1点いいですか。多面的交付金の面積と単価を教えてくださいませんか。

要は、転用がなされたということなので、普通白地は対象外だったですね。たしか青地の面積でだと思ってるので、面積と単価を教えてください。

○鐘ヶ江農村環境課長

農地維持が反当たり3,000円ですね。共同活動が2,400円、長寿命化が4,400円、全て反当たりですね。以上です。

○千綿委員長

面積は。12万円まで結構な面積になるよね。

(発言する者あり)

返還金よ。だから、返還金を坪単価で割ったら、面積が出るわけでしょう。12万円だから、結構な面積じゃないですか。

○鐘ヶ江農村環境課長

合計の面積は、15万6,301平方メートルになります。返還の面積は。

○重松委員

そがん広かと。この半年でということでしょう。——去年の分。去年1年間。

○鐘ヶ江農村環境課長

これは活動を始めた年まで遡りで返還になりますので、1年間ではなくて、例えば平成26年度から活動されていて、平成28年度に転用が決まったと確認できたとなると、平成26年まで遡っての返還となりますので、その合計の金額になります。

○千綿委員長

そしたら、仮にもう使ってしまっているところもあるわけでしょう。要は、5年以上繰越しできんじゃないですか。そういったときに、もう使ってしまっているところは、会員から集めて返したということ。

○鐘ヶ江農村環境課長

そうなります。自主返還ですので、この金額は自分たちで金額をはじかれて、年明けに

うちのほうから納付書を出しますので、それで納付していただいて返還していただくということとなります。

○千綿委員長

そしたら、運営母体が大体そのくらい来るやろうということで計画を立ててあるじゃないですか。返還金がこれだけ来て、例えば、1つの単位で最高どのくらい来ているんですか。

○鐘ヶ江農村環境課長

すみません、返還金の額しか分からないんですけど、大きいところで川副が、今回は73万円。それから、下無津呂が31万3,000円。小さいところになると、於保は580円とか、まちまちであります。

○千綿委員長

分かりました。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、これで農林水産部に関する議案の質疑を終わります。

農林水産部の職員は退出されて結構でございます。

委員の皆さんはそのままお残りください。

◎執行部退室

○千綿委員長

それでは、付託議案の質疑が終了しました。

付託議案の審査に関して、現地視察の御希望はありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで当委員会に付託された全ての議案の審査を終了します。

以上で本日の経済産業委員会を終了します。

次回の委員会は、明日12月15日火曜日10時からになっております。